鴨川市公告　第39号

鴨川市立国保病院における給食業務について、事業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年11月2日

鴨川市長　佐々木　久之

１　業務名　鴨川市立国保病院給食業務

２　業務概要

本市では、鴨川市立国保病院における給食業務を外部委託し、医療の一環としての病院給食を入院患者の病態に応じて適切に提供するとともに、患者満足度の向上に努めながら安全で効率的な業務運営の推進を図っている。

現在の給食業務受託事業者との契約が令和9年2月末で満了となることから新たに公募し、給食提供の継続を行うためのものである。

なお、詳細については鴨川市立国保病院給食業務仕様書等によるものとする。

３　委託期間　令和9年3月1日から令和12年2月28日まで（3年間）

４　委託料上限金額（3年間合計額）

一金148,643,250円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

５　参加資格要件

本プロポーザル審査に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の基準（患者等給食に係る基準に限る。）に適合している者であること。

(3) 鴨川市の入札参加業者資格者名簿の登録事業者であること及び資格（公募）停止を現に受けている者でないこと。

(4) 当院と同規模の一般病床数の受託実績を有していて、鴨川市立国保病院給食業務仕様書を満たす業務が遂行可能であること。

(5) 法人税、消費税、地方消費税等の滞納がないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律

第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 直近の過去3年間において、給食業務及び労務上の行政処分を受けたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合を除く。

(9) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できること。

6　選定方法

公募型プロポーザル形式の選考とし、参加者から提出される企画提案書、プレゼンテーション等について評価基準に基づき審査し、最も評価の高い事業者を選定する。

7　手続等

本業務委託に関する実施要項等の資料は、鴨川市ホームページにおいて公表する。

また、プロポーザルの日程及び参加に必要な書類等は、鴨川市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすること。

8　窓口・問い合わせ

鴨川市立国保病院

住　　所　〒296-0112　千葉県鴨川市宮山233番地

電話番号　04-7097-1224（医療技術局栄養科）　Fax　04-7097-0157

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　byoin@city.kamogawa.lg.jp